

令和9年度入学者募集要項

宮城県立支援学校小牛田高等学園

1 募集学科、学年及び定員について

普通科 第1学年（男女） 24人

2 出願資格について

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度の者で、令和9年3月末日までに、中学校、特別支援学校（知的障害）中学部を卒業した者若しくは卒業見込みの者、義務教育学校を卒業した者若しくは卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了若しくは修了見込みの者で宮城県内に住所を有する者。

本校に出願する場合は、特別支援学級（知的障害）在籍が条件である。それ以外の場合、以下のいずれかの書類を出願書類に添付すること。

- ① 知的障害を証明する書類（療育手帳の写し等）
- ② 市町村教育委員会で設置している就学支援委員会が知的障害であると判断したことを証明する書類（就学支援委員会資料の写し等）を添付した市町村教育委員会教育長の証明書

※教育相談を受けていない場合は、速やかに連絡をすること。

3 出願手続について

出願に関する一切の手続は、出身学校の校長（以下「出身学校長」という。）が行う。

（1）出願書類

- ① 入学願書
- ② 調査書
- ＜郵送による出願の場合＞
- ③ 受検票送付用封筒1通 【3（2）ウ 参照】
- ＜可否通知の郵送を希望する場合＞
- ④ 結果通知用封筒1通 【6（2）参照】
- ＜県外からの出願の場合＞
- ⑤ 県外からの宮城県立支援学校高等学園出願承認願【3（3）ア、イ参照】

（2）出願書類の受付

ア 出願受付及び時間

令和8年11月20日（金）から令和8年11月27日（金）までの午前9時から午後4時まで受け付ける。ただし、土曜日、日曜日は受け付けない。（郵送する場合であっても受付最終日の午後4時までに必着のこと。）

イ 受付場所

宮城県立支援学校小牛田高等学園 事務室

（宮城県遠田郡美里町北浦字船入1番地 TEL 0229-32-2112）

ウ 提出方法

直接持参又は郵送とする。

郵送により出願書類の提出を行う場合は、封筒に「入学願書在中」と朱書きの上、簡易書留で送付すること。出願者が複数人いる場合は、郵便料金を確認すること。また、その際、受検票送付用封筒1通（長形3号、簡易書留速達郵便料金760円分の切手を貼付し、出身学校長名、住所、郵便番号等を明記したもの）を出願書類と併せて本校校長あてに送付すること。

（3）県外からの出願

ア 出願資格と出願承認の申請

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度の者で、他の都道府県に住所を有する者又は令和9年3月末日までに、他の都道府県の中学校、特別支援学校（知的障害）中学部を卒

業した者若しくは卒業見込みの者、義務教育学校を卒業した者若しくは令和9年3月卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了若しくは令和9年3月修了見込みの者。

上記のアに該当し、やむを得ない理由（下記）により本校への入学を志願しようとする者は、出身学校長を経て出願承認のための書類を本校校長に提出し、承認を得なければならない。

「やむを得ない理由」

1 住所の異動によるもの

（１）保護者の転勤等に伴う一家転住によって住所を異動せざるを得ない場合

（２）その他、特別な家庭の事情によって住所を異動せざるを得ない場合

承認に当たっては、異動の事由を客観的に証明する次のいずれかの書類が提出されている者に限り、それらを資料として判断することとし、提出されない場合は承認しない。

ア 住所に関する証明書

社宅等の入居証明書、家屋の賃貸契約書、持家の登記簿謄本、建築確認通知書の写し等のいずれかの書類

イ 転勤、在勤等を証明する書類

2 その他

本校に就学することが、特にやむを得ないと認められる合理的事由がある場合

イ 提出書類と出願承認手続

①出願承認のための提出書類は、次のとおりとする。

（ア）県外からの宮城県立支援学校高等学園出願承認願（様式第1号）

（イ）県外から本校に入学を志願する理由を証明する書類

②出願承認手続の受付期間は、令和8年10月21日（水）から令和8年11月6日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く）とする。なお、出願承認手続は、遅滞なく行うこと。

（４） 出願の取り消し

出願者が出願を取り消す場合は、宮城県立支援学校高等学園出願取消し届（様式第3号）により、出身学校長を経て、速やかに本校校長に届け出るとともに、受検票を返還すること。

（５） その他

ア 出願にかかる手数料は徴収しない。

イ 受理した書類（受検票送付用封筒、切手等も含む）は、出願の取り消し等があっても返還しないので注意すること。

ウ 出願希望者は、出願前に本校における入学相談を受けること。

4 追検による選考の実施

（１）第一次募集選考日当日に本校で実施する共通学力検査及び諸検査等をやむを得ない事由により受検できなかった者に対する受検機会の確保のために、追検による選考を実施する。

（２）追検による選考は、第一次募集選考日当日に共通学力検査及び諸検査等を欠席した者で、次のいずれかに該当する者を対象として実施する。

ア インフルエンザ等の感染症等の罹患者及びその症状のある者

イ その他やむを得ない事由のある者

（３）第一次募集選考日当日において、共通学力検査のうち一教科でも受検した場合には、追検による選考を認めない。

（４）追検による選考における共通学力検査及び諸検査等は、第一次募集選考に準じて実施する。

（５）実施上の手続きは以下のとおりである。

ア やむを得ない事由により共通学力検査及び諸検査等を受検できなくなった受検生は、在籍する出身学校長へ速やかに連絡する。

イ 当該出身学校長は、追検による選考の必要があると認めた場合には、選考日当日の午後4時までに、本校校長へ電話等で連絡する。

- ウ 当該出身学校校長は、令和8年12月11日（金）午後5時までに、追検による選考申請書（様式第7号－1）に証明書類等を添付し、本校校長へ持参または郵送する。
- エ 申請書及び証明書類等（以下申請書類という。）を受理した本校校長は、申請書類を審査の上、追検による選考の承認の可否を判断し、速やかに当該出身学校長宛てに追検による選考受検許可証（様式第7号－2）を送付する。
- オ 追検による選考を認められた受検生は、追検による選考当日、受検票及び追検による選考受検許可証（様式第7号－2）の写しを受付で提示し受検する。
- カ 追検による選考に関係する書類の送付については、事態の緊急性に鑑み、まずFAX等で送付し、その後、速やかに持参または郵送することとする。

5 入学者選考について

（1）選考日

令和8年12月10日（木）

※追試による選考を実施する場合（追検）は、期日を令和8年12月15日（火）とする。

※追検の会場、内容、日程、当日持参するもの、保護者等へのお願いは12月10日（木）の第一次募集選考に準ずる。

（2）会 場

宮城県立支援学校小牛田高等学園

（宮城県遠田郡美里町北浦字船入1番地 TEL0229-32-2112）

（3）内 容

① 共通学力検査	「国語」「数学」
② 作業能力検査	
③ 運動能力検査	
④ 面 接	（個別面接）※受検生のみ

（4）日 程

受 付		8 : 1 5 ~ 8 : 4 5
点呼及び選考検査上の諸注意		8 : 5 0 ~ 9 : 1 0
学 力 検 査	国 語（４５分間）	9 : 2 0 ~ 1 0 : 0 5
	数 学（４５分間）	1 0 : 2 5 ~ 1 1 : 1 0
昼食、着替え、選考検査上の諸注意		1 1 : 1 5 ~ 1 2 : 0 5
作業能力検査（４０分間）		1 2 : 2 0 ~
運動能力検査（４０分間）		
面 接（１０分間）		

※一切の終了は午後4時頃を予定している。

（5）配慮申請について

配慮申請は、事前に本校校長と電話等で連絡・調整の上、出願期間前のできるだけ早い時期に、本校校長に受検上の配慮申請書（様式第8号－1）を提出すること。

（6）当日持参するもの

・受検票、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、鉛筆削り、一組の三角定規、コンパス、昼食、飲みもの（水分補給用）、運動靴（運動能力検査時に履くもの）、上ばき（左記の運動靴と同じものでも可）、運動着上下、タオル（汗ふき用）、腕時計
※直線定規の使用も認める。

・学力検査を受ける際、分度器（分度器機能付きの定規を含む）の使用や計算、翻訳、辞書、通信等の機能を有する機器類（スマートフォン・スマートウォッチ等を含む）の使用は認めない。その他、アラーム音を発するなど検査の公正を欠くおそれのある物も同様とする。
※受検生の携帯電話の持込みはできない。

(7) 保護者へのお願い

- ア 入学者選考検査中、受検生に体調不良等があった場合は、保護者に連絡するので、検査が終了するまで保護者控室で待機すること。
- イ 検査当日、保護者への諸連絡を午前8時50分から保護者控室で行う。
- ウ 受付後、全検査が終了するまで、受検生と会うことはできない。
- エ 昼食会場は、受検生はコモンホール、保護者は保護者控室とする。保護者は昼食を持参すること。
- オ 引率の保護者は各家庭一人とする。

6 合格者の発表及び通知について

(1) 合格発表

- ア 日 時 令和8年12月18日(金) 午後3時
- イ 場 所 本校体育館前
- ウ 発表方法 本校体育館前に受検番号を掲示する。電話等での問い合わせには一切応じない。

(2) 結果通知

- ア 出身学校長を経て本人に通知する。
- イ 結果通知書の郵送を希望する出身学校長は、結果通知用封筒1通(角形2号、簡易書留速達郵便料金の切手を貼付し、出身学校長名、住所、郵便番号等を明記したもの)を出願書類と併せて本校校長に送付すること。なお、郵便料金は、受検生が1人の場合970円、2人の場合1,260円、3から4人の場合1,500円とする。

7 入学の辞退について

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届(様式第4号)により出身学校長を経て本校校長に届け出ること。

8 合格した生徒の生徒指導要録抄本等の送付について

出身学校長は、合格した生徒の指導要録抄本又は原本の写し、児童生徒健康診断票(一般)及び児童生徒健康診断票(歯・口腔)、指導上参考になる資料(個別の指導計画)等を本校校長に令和9年3月18日(木)までに親展扱いで持参又は簡易書留にて郵送すること。

9 共通学力検査教科別得点の口頭請求による簡易開示について

開示を希望する受検生等は、直接申し出ること。開示期間は、合格発表日から1か月間で午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く。

10 その他

- (1) 届け出等の各種様式は、宮城県教育委員会特別支援教育課ホームページからダウンロードすること。
- (2) 入学手続きについては、合格発表後、追って連絡する。
- (3) 出願についての問い合わせ先
宮城県立支援学校小牛田高等学園
〒987-0005 宮城県遠田郡美里町北浦字船入1番地
TEL/FAX 兼用 0229-32-2112 (担当: 教諭 久保 健一)